

各位

会 社 名 グラントマト株式会社 (コード番号 7137 TOKYO PRO Market) 代表者名 代表取締役社長 南條 浩 問合せ先 取締役管理本部長 遠藤誠也 電話番号 0248-94-2014 (URL https://www.grantomato.jp/)

# 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更 及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年11月23日開催予定の第31回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行すること、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議すること、及び同定時株主総会に「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしました。

なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

記

- 1. 監査等委員会設置会社への移行について
- (1) 移行の目的
  - ① 経営の透明性の向上

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、 妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、ステークホル ダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指します。

## (2) 移行の時期

2024年11月23日開催予定の第31回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

- 2. 定款一部変更にについて
- (1) 変更の目的
  - ① 経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社 及び会計監査人設置会社へと移行するため、監査等委員会・監査等委員及び会 計監査人に関する規定の新設、また監査役に関する規定の削除等所要の変更を 行うものです。
- (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

## (3) 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日(予定) 2024年11月23日 定款変更の効力発生日(予定) 2024年11月23日

- 3. 会計監査人の選任について
- (1) 異動年月日(予定)

2024年11月23日(第31回定時株主総会開催予定日)

(2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称 監査法人コスモス

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目3番18号

NORE 名駅 6 F

業務執行社員氏名 公認会計士 新開智之

公認会計士 相羽美香子

沿革 1988年6月3日 設立

(公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度の登録状況について、改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録を受けております。)

## (3) 監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由

当社は、監査法人コスモスと金融商品取引法に準じた監査契約を締結し、現在に至っております。当社の監査役が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

以上

現行

# 第1章総則

第1条 ~第3条 (条文省略)

### (機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役

第5条(条文省略)

第2章 株 式 第6条 ~第11条 (条文省略)

第3章 株主総会第12条~第18条(条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内する。

## (選任方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 変更後

第1章総則

第1条~第3条(現行どおり)

### (機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

第5条 (現行どおり)

第2章 株式第6条 ~第11条 (現行どおり)

第3章 株主総会第12条~第18条(現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第 19 条 当会社の取締役は、7名以内とする。 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締 役は、3名以内とする。

#### (選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等</u> 委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別 して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## (任期)

- 第21条 取締役(監査等委員であるものを除 く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 増員または補欠として選任された取締役(監査 等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締 役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役

## (代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定める ことができる。

## 第23条(条文省略)

#### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役及び監査役</u>に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 <u>取締役及び監査役全員</u>の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を開催するこ とができる。

## 第 25 条 ~第 26 条 (条文省略)

#### (議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第28条(条文省略)

## (報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(<u>以</u>上、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

### 第30条(条文省略)

# 第5章 監査役

### (員数)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。 (選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する

## の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員であるものを除く。) の中から代表 取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第23条(現行どおり)

## (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役</u>に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## 第25条 ~ 第26条 (現行どおり)

#### (議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第28条 (現行どおり)

# (報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

### 第30条(現行どおり)

#### (削除)

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行 う。

## (任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期 の満了するときまでとする。

## (報酬等)

第 34 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## (監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度 額は法令が規定する額とする。

(新設)

(新設)

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ とができる。

### (監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

#### (選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任 する。

2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をもっ て行う。

# 第6章計算

#### (事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

#### (剰余金の配当の基準日)

<u>第 37 条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録 された株主又は登録株式質権者に対して中間配 当を行うことができる。

## (剰余金の配当の除斥期間)

第39条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当には利息を付さないものとする。

## (任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において 別段の決議がされなかったときは、当該定時株 主総会において再任されたものとみなす。

### (報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。

2 前項の定めをする場合には、監査等委員会の 同意を得なければならない。

## (会計監査人の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

#### 第7章 計算

#### (事業年度)

<u>第37条</u> 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

## (剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又 は記録された株主又は登録株式質権者に対して 中間配当を行うことができる。

#### (剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。2未払いの剰余金の配当には利息を付さないものとする。

(新設)	第8章 附 則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規
	定により、令和6年11月23日の臨時株主総会
	において決議された定款一部変更の効力が生ず
	る前の任務を怠ったことによる監査役(監査役で
	あった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限
	度において、取締役会の決議によって免除する
	<u>ことができる。</u>